



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 23 日(火)  
第 7 9 3 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (885) (指導管理課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (886) (森林保全課) . . . . . 2
	土地収用法による事業の認定 (887) (県土総務課) . . . . . 2
	土地改良事業の同意 (2 件) (888・889) (東部総合事務所農林局) . . . . . 4
	生産事業者の登録の失効 (890) (中部総合事務所農林局) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (891) (日野総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) . . . . . 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 7
◇ 雑 報	河川法に基づく河川区域内の工作物を除却し、及び保管した旨の公示 (河川課) . . . . 15

# 告 示

## 鳥取県告示第 885 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
629	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	名称	株式会社鳥取銀行 鳥取西支店ジャスコ 鳥取北出張所	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	平成 19 年 10 月 5 日
70	株式会社山陰合同 銀行鹿野出張所	”	株式会社山陰合同 銀行鹿野支店	株式会社山陰合同 銀行鹿野出張所	平成 19 年 10 月 22 日
74	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店	所在地	倉吉市堺町二丁目 252-22	倉吉市昭和町一丁 目 59	”
78	株式会社山陰合同 銀行赤碕出張所	名称	株式会社山陰合同 銀行赤碕支店	株式会社山陰合同 銀行赤碕出張所	”

## 鳥取県告示第 886 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町本郷字宮ノ谷1951
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 887 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

市道内浜中央線道路改良事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市彦名町字富益境及び字夜見境五並びに富益町字米川西壺地内

(2) 使用の部分 米子市彦名町字富益境及び字夜見境五並びに富益町字米川西壺地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

市道内浜中央線道路改良事業（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号の市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

市道内浜中央線（以下「本路線」という。）は、平成元年 3 月 31 日に道路法第 8 条第 1 項の規定により市道として路線認定されたものであり、また起業者である米子市は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、鳥取県米子市彦名町地内の延長 1,400 メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする本路線の改良を行うものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本路線は、米子市安倍地内を南北に走る都市計画道路 3・4・3 号安倍三柳線との分岐点を起点とし、同市富益町地内を南北に走る市道富益崎津 3 号線との接合点を終点とする延長 4,178 メートルの幹線道路である。

本路線は、河崎住宅団地等の大規模住宅団地と米子市中心市街地を結ぶ幹線道路であり、沿道には国立米子工業高等専門学校及び米子市立彦名小学校等の文教施設、知的障害児通園施設等の福祉施設並びに米子市北公園墓地等の公共施設が林立しており、安倍、彦名及び富益地区の通勤通学及び墓参等の生活交通に欠くことのできない幹線道路である。

本件区間が完成すれば、弓ヶ浜半島の西側内陸部と米子市中心市街地が安全かつ円滑に結ばれ、西側内陸部の土地開発等地域活性化に大きく寄与するとともに、本件区間のある米子市彦名町地内の狭あいな既存生活道路への車両の集中を緩和することにより、地域住民の交通利便性及び生活環境の向上が図られる。

さらに、米子市彦名町地内の歩道のない狭あいな既存生活道路が通学路として指定されている児童にとっては、本件区間が完成すれば既存通学路への車両の集中が緩和される上に歩道の完備した道路を通学路とすることにより、通学時における交通安全性が大きく向上することになる。

なお、本件事業を施行することにより環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）による環境影響評価の対

象事業ではないが、起業者が本件区間完成後の自動車の走行に起因する大気汚染・騒音・振動についての将来予測をした結果、環境基準を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の施行により改変される起業地内には、周知の埋蔵文化財等の文化財の分布はなく、起業地及びその周辺には保護を要する絶滅危惧種及び希少種の動物の生息は確認されず、また、保護を要する絶滅危惧種及び希少種の植物の植生分布もないことから、本件事業の施行が自然環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の沿道に立地する市立彦名小学校への通学児童や米子市北公園墓地に墓参する高齢歩行者等の交通安全を確保するため、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 条に規定する第 3 種第 3 級の構造規格に基づき、車道 2 車線及び両側歩道を設置した全幅員 12.0 メートルの道路を計画している。

本件事業ルートを選定に当たっては、周辺地域への影響、地域及び潰地の土地利用の状況、支障物件の多少、既存公共施設の回避、事業の経済性の面から、3 つのルートについて比較検討が行われており、社会的及び経済的条件を総合的に勘案した結果、本件事業ルートが最も合理的なものと認められる。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件区間のある米子市彦名町地内は、道路整備の遅れから地域の活性化が阻害されており、また、市立彦名小学校の校区となっているが通学児童の交通上の危険性が増しているため、できるだけ早期に本件事業を施行し、これらの改善を図る必要がある。

また、地元自治会や彦名小学校 P T A 等から本件事業の早期完成を強く要望されており、本件事業に対する期待は大きい。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用及び使用の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1) から (4) までの判断から、本件事業は法第 20 条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 1

米子市役所

---

**鳥取県告示第 888 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）下味野地区暗渠排水）を平成 19 年 10 月 16 日同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

**鳥取県告示第 889 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業真名地区農業用道路）を平成19年10月16日同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

**鳥取県告示第 890 号**

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
12	小椋 節子	東伯郡三朝町木地山	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小椋節子苗畑	東伯郡三朝町木地山

**鳥取県告示第 891 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	居宅介護	平成 19 年 9 月 30 日

**公 告**

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
  - (1) 二等陸士：数名（男性）
  - (2) 二等海士：数名（男性）
  - (3) 二等空士：数名（男性）
- 2 募集期間
 

平成 19 年 10 月 26 日（金）から平成 19 年 12 月 11 日（火）まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
  - (1) 試験期日
 

平成 19 年 12 月 12 日（水）
  - (2) 試験種目
 

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査
  - (3) 試験場
 

米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定
 

平成 19 年 12 月下旬
- 5 採用予定
 

平成 20 年 3 月下旬又は 4 月上旬
- 6 応募資格
 

平成 20 年 4 月 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 7 問合せ先
  - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
  - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
  - (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
  - (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
  - (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
 

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

  - (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者

経験者講習	平成 19 年 11 月 12 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
-------	---	--------------------------	-------------------------

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
  - ア 借入物品 県立高校図書管理システムに係る機器 2 式
  - イ 購入物品 県立高校図書管理システムに係るソフトウェア 2 式
- (2) 借入物品等の仕様
 

入札説明書による。
- (3) 借入期間
 

平成 20 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで
- (4) 納入期限
 

入札説明書による。
- (5) 納入場所
 

入札説明書による。
- (6) 入札書の記入方法等
  - ア 落札者の決定は、総合評価方式一般競争入札により行うもので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。
  - イ 入札書に記載する額は、(1)のアの借入物品に係る借入費用、導入設定・設置費及び導入後リース終了日までの保守費用並びに(1)のイの購入物品に係る購入費用、導入設定費及び導入後リース終了日までの保守費用の合計額を記載すること。なお契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パー

セントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 予算額

104,847 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 19 年 10 月 23 日（火）から同年 12 月 4 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 19 年 10 月 23 日（火）から同年 12 月 4 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成 19 年 10 月 31 日（水）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

オ この競争入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員において(1)のオの要件を満たすこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員において(1)のカの要件を満たすこと。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法



平成 19 年 10 月 23 日（火） から同年 11 月 6 日（火） までの日（日曜日及び土曜日を除く。） の午前 9 時から午後 5 時までの間に（1）の場所で交付する。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 12 月 4 日（火）午前 10 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 3 日（月）午後 5 時までとする。）

イ 場所 鳥取県庁第 2 教育会議室（鳥取県庁第 2 庁舎 5 階）

5 入札参加者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成 19 年 11 月 6 日（火）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

（1） この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行ったものであること。

（2） 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

（3） 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点の上限は、400 点とする。

価格点 = 400 点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

（4） （2）及び（3）により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

（5） 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するもの

とする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は調達入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 支払い条件

債務負担により各年度の支払額の上限は次のとおりとする。

平成 20 年度 8,799,000 円

平成 21 年度 16,900,000 円

平成 22 年度 18,623,000 円

平成 23 年度 18,623,000 円

平成 24 年度 18,623,000 円

平成 25 年度 18,623,000 円

平成 26 年度 4,656,000 円

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Lease and maintenance server computer library system : 2 sets

Softwares to be purchased : 2 sets

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:4:00PM. 31, October, 2007

(3) Time-limit for submission of documents for the tender:5:00PM. 6, November

(4) Time-limit for submission of tenders : 10:00AM. 4, December, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail :5:00PM. 3, December, 2007)

(5) Contact Point for the notice : Board of Education Educational environment Division

Tottori Prefectural Government 1-271, Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7507

## 別記 落札者決定基準

項目	番号	細目	評価基準	加点の上限	
1 基本要件 ( 必 須 項 目 )	1	(1) システム基本要件	ア 基本機能	システム運用機能を有していること。	28
	2			書誌データ管理機能を有していること。	
	3			蔵書点検機能を有していること。	
	4			窓口業務機能を有していること。	
	5			帳票機能を有していること。	
	6		イ	学校向け図書館システムとして開発されたソフトウェアであること。	
	7		ウ	イントラネット・インターネットを十分に活用したシステムであること。	
	8		エ	可能な限りプログラムおよび各種データは鳥取県教育センターに設置するシステムであること。	
	9		オ	鳥取県教育センターに設置するサーバで相互貸借データを一元管理し他校の蔵書検索が可能なこと。	
	10		カ	一般書誌データが活用でき、そこから必要な書誌データを即時に引き出せること。	
	11		キ	図書以外にも雑誌、視聴覚資料 (AV) の管理も可能であること。	
	12		ク	日々出版される出版情報を、毎日データベースに取込可能であること。	
	13	(2) システム構成	本システムの全体像が図表を用いて判り易く示されていること。		
	14	(3) 更新スケジュール	発注者から提示したスケジュールを遵守していること。		
2 機器構成	15	(1) 業務サーバ	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	22	
	16	(2) OPACサーバ	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。		
	17	(3) バックアップサーバ	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。		
	18	(4) 無停電電源装置	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。		
	19	(5) コンソール	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。		
	20	(6) 図書業務クライアント	ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。		

	21	(7) バーコードタッチ リーダー		ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に 記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基 準に合致していること。	
	22	(8) モバイルハンディ ターミナル		ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に 記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基 準に合致していること。	
	23	(9) 図書検索クライア ント		ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に 記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基 準に合致していること。	
	24	(10) レーザプリンタ		ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に 記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基 準に合致していること。	
	25	(11) スイッチングHU B		ハードウェア・ソフトウェアの構成・仕様が明確に 記載されており、仕様書別紙 1 に記載されている基 準に合致していること。	
3 機能要 件	26	(1) システ ム運用機能	利用 者 デ ー タ 管 理	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	255
	27		利用 者 バ ー コ ー ド	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	28		出 席 番 号 管 理	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	29		休 館 日 設 定	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	30		図 書 デ ー タ 登 録	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	31		図 書 デ ー タ メ ン テ ナ ン ス	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	32		貸 出 規 則	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	33		資 料 バ ー コ ー ド	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	34		学 校 間 相 互 貸 借	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されてい る基準に合致していること。	
	35		デ ー タ 移 行	システムに登録された全てのデータ項目をCSVフ ァイル形式で出力可能であること。	
		36	(2) 書誌デ ータ管理機 能	書誌 デ ー タ	

37		所 蔵 登 録	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
38		雑 誌 デ ータ	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
39		視 聴 覚 資 料 (AV)	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
40	(3) 蔵書点 検機能	蔵 書 点 検	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
41	(4) 窓口業 務機能	デ ー タ 管 理 貸 出 / 返 却処理	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
42		予 約 管 理	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
43		利 用 者 用 資 料 検 索 (O P A C)	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
44		業 務 用 資 料 検 索	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
45	(5) 各種帳 票機能	ク ラ ス 別 貸 出 統 計	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
46		分 類 別 貸 出 統 計	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
47		資 料 区 分 別 予 算 区 分 別 蔵 書 統 計 表	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
48		ベ ス ト リーダ	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
49		ベ ス ト 予 約	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
50		多 読 者 一 覧 (個 人 貸 出 順位表)	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。
51		資 料 原 簿	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。

	52	廃棄予定一覧表	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	53	新着資料一覧	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	54	返却督促一覧表作成	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	55	督促状	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	56	資料検索結果一覧印刷	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	57	資料コード(バーコード)印刷	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	58	背ラベル印刷	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	59	その他	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	60	(6) MARC 登録機能	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	61	(7) 鳥取県立図書館との連携機能	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
4 システム運用保守	62	(1) 無償保証期間	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	89
	63	(2) システム操作説明	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	64	(3) システムサポート	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	65	(4) 保守	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
	66	(5) 仮稼働及び本番稼働への支援	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
5 データ移行、統合作業	67	(1) 移行方法	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	84
	68	(2) 各県立高校職員の作業内容	具体的な記載があり、仕様書別紙 1 に記載されている基準に合致していること。	
6 その他	69	図書館システム導入にあたっての魅力的な提案	仕様以外の内容で、県立学校図書館にとって魅力的な提案がされていること。	30

7 過去5年間の実績	70	図書館システム導入実績	図書館システムの構築経験があること。	30
8 管理体制に関する事項	71	管理体制	システム導入にあたり進捗管理が明確に提案されていること。	32
	72	会社の取得資格	各種情報処理・ISO等の資格を有していること。	
	73	地元貢献度	地元業者であるか、または、下請けに地元企業を利用すること。	
9 システム開発経費及び開発後の保守経費に関する事項	74	開発経費	設計、システム開発、設置・調整、データ移行費、研修、ソフトウェア経費が明確に記載されていること。	30
	75	機器経費	ハードウェア・ソフトウェアの経費が明確に記載されていること。	
	76	保守経費	ハードウェア・ソフトウェアの保守経費が明確に記載されていること。	
合計				600

## 雑 報

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成19年10月23日

国土交通省中国地方整備局長 甲 村 謙 友

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 小型船 白色 エンジンなし 1隻
- (2) 小型船 赤色 エンジン付き 1隻

2 当該工作物が放置されていた場所

一級河川千代川水系袋川 市道新浜坂橋下

- (1) 小型船（白色） 鳥取市浜坂地先 堤防小段
- (2) 小型船（赤色） 鳥取市江津地先 水面

3 当該工作物を除却した日時

- (1) 小型船（白色） 平成19年10月4日 午前9時25分
- (2) 小型船（赤色） 平成19年10月4日 午前10時15分

4 保管を開始した日時

平成19年10月4日 午前11時

5 保管の期限

平成20年4月4日

6 保管の場所

鳥取市江津 国土交通省鳥取河川国道事務所 狐川排水機場内

7 費用負担

当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。

8 実施機関及び問合せ先

国土交通省鳥取河川国道事務所 占用調整課

電話 0857-22-8435